

東京藝術大学構内における学外者による行為の制限に関する要項

〔令和6年2月7日  
学 長 裁 定〕

(目的)

第1条 この要項は、本学構内において、教育・研究活動などを実施していく上で、平穏な環境を維持することなどを目的として必要な事項を定めるものとする。

(制限の対象となる行為)

第2条 学外者(本学に所属する教職員、学生等及び業務委託等の関係者以外の者)による、次に掲げる本学構内における教育・研究活動等の妨げとなる行為を制限する。

- (1) 用務の無い建物及び教室等への立ち入り
- (2) イベント等の実施
- (3) ビラ配布、集会・演説の実施及び勧誘行為(選挙運動その他の政治活動及び宗教勧誘につながる活動等を含む。)
- (4) 立入制限区域への立ち入り
- (5) 構内における往来の妨げとなる行為
- (6) 火気の使用
- (7) 飲酒
- (8) 喫煙
- (9) 廃棄物の不法投棄
- (10) 施設・設備等を無用に消耗破損させる行為
- (11) 営利目的等の撮影等
- (12) 小型無人機(ドローン)等の使用
- (13) その他法令及び本学の諸規則等で禁止・制限されている行為

2 前項各号(第8号から第10号を除く。)に規定する各行為のうち、事前に本学に申請した上で許可を得た行為については、制限の対象から除くものとする。

3 第1項各号(第13号を除く。)に規定する行為について、本学に別の定めがある場合は当該定めるところによる。

4 第1項各号(第13号を除く。)に規定する行為の例示は、別表のとおりである。

(発見時の対応)

第3条 前条に規定する行為を発見した場合は、本学の教職員及び本学が業務委託している警備員等から行為者に対して注意、中止依頼又は構外への立ち退き要請等を行うものとする。なお、悪質な行為等に対しては注意・依頼・要請の上、これに従わない場合は、警告を行った後に警察へ通報する。

(報告)

第4条 前条に規定する対応を行った場合は、上野校地にあつては企画総

務課、上野校地以外にあっては当該担当部署に報告するとともに、当該担当部署は企画総務課に報告するものとする。

(その他)

第5条 学内者による行為の制限については、法令、本学の学則その他諸規則の定めるところによる。

附 則

この要項は、令和6年2月7日から施行する。

別表 制限の対象となる行為の例示（第2条第1項関係）

制限の対象となる行為	行為の例示（主なもの）
(1) 用務の無い建物及び教室等への立ち入り	<p>① 本学の建物、教室等への用務の無い者の立ち入り</p> <p>※ 本学の教職員・学生等が用務の遂行上、その関係者（家族等）を構内にやむを得ず立ち入らせる場合、その関係者については制限の対象からは除くものとする。</p> <p>② 不審者の敷地内・建物内徘徊</p> <p>※ 本学教職員・学生等への不要な声掛け等接触を含む。</p> <p>③ 原則、ペット（盲導犬等の補助犬を除く。）を連れての入構</p>
(2) イベント等の実施	<p>許可を得ていない以下の行為</p> <p>① スピーカー、マイク、拡声器等を用いたライブ、コンサート、ダンスパフォーマンス等</p> <p>② キッチンカー等による食事・食料品や書籍等の販売・提供</p> <p>③ 教職員・学生を対象とするシンポジウム、セミナー、バザール等の開催</p>
(3) ビラ配布、集会・演説の実施及び勧誘行為（選挙運動その他の政治活動及び宗教勧誘につながる活動等を含む）	<p>① 社会的トラブル（マルチ商法等）に巻き込まれるおそれのある勧誘</p> <p>② 大声、拡声器等による騒音、暴力性等の危険性を含む集会等の開催</p> <p>③ 選挙運動を目的とする選挙カー等の立ち入り、演説等</p> <p>④ 許可を得ていないビラの配布・掲示（①～③に伴うものを含む。）</p>
(4) 立入制限区域への立ち入り	<p>許可を得ていない立入制限区域への立ち入り</p>
(5) 構内における往来の妨げとなる行為	<p>① 許可を得ていない道路、通路等を占拠占有する行為</p> <p>② 指定場所以外における違反駐車・駐輪</p> <p>③ 車両、自動二輪車、自転車等の迷惑運転等</p> <p>④ 許可を得ていない指定場所以外での用具（バット、ボール、スケートボード等）を使用したスポーツ、娯楽等</p>
(6) 火気の使用	<p>許可を得ていない以下の行為</p> <p>① 焚き火、BBQ 等</p> <p>② 室内での火気使用</p> <p>③ 野焼き等</p>

(7) 飲酒	飲酒 ※本学教職員が主催する会合等への参加者については、当該会場内に限り制限の対象から除くものとする。
(8) 喫煙	喫煙（加熱式たばこを含む）
(9) 廃棄物の不法投棄	本学の教育・研究活動以外で発生した、産業廃棄物や家庭用ごみ、その他廃棄物の不法投棄
(10) 施設・設備等が無用に消耗破損させる行為	①本学建物、その他不動産、動産への故意の損傷（破損・落書き等）行為 ②動植物の採取・損傷
(11) 営利目的等の撮影等	許可を得ていない以下の行為 ① 営利目的の撮影 ② 制作風景及び作品（制作中含む）の撮影 ③ 演奏中の撮影 ④ 本学の学生・教職員が写った写真等の SNS 等への掲載
(12) 小型無人機（ドローン）等の使用	本学の許可を得ず、構内で小型無人機等を飛ばす行為